

序章 防災指針の検討について

(1) 背景及び目的

近年の豪雨災害の激甚化、頻発化は、全国各地において生命及び財産に甚大な被害をもたらしており、今後も気候変動等の原因によりこの傾向は続く懸念されています。また、発生の切迫性が高まっているとされる首都直下型地震においては、数万人ともされる死者数はもとより、都市基盤についても甚大な被害をもたらされると予想されています。

このような状況を鑑み、2020（令和2）年9月に都市再生特別措置法の一部が改正され、立地適正化計画に防災指針を位置付けることが定められました。

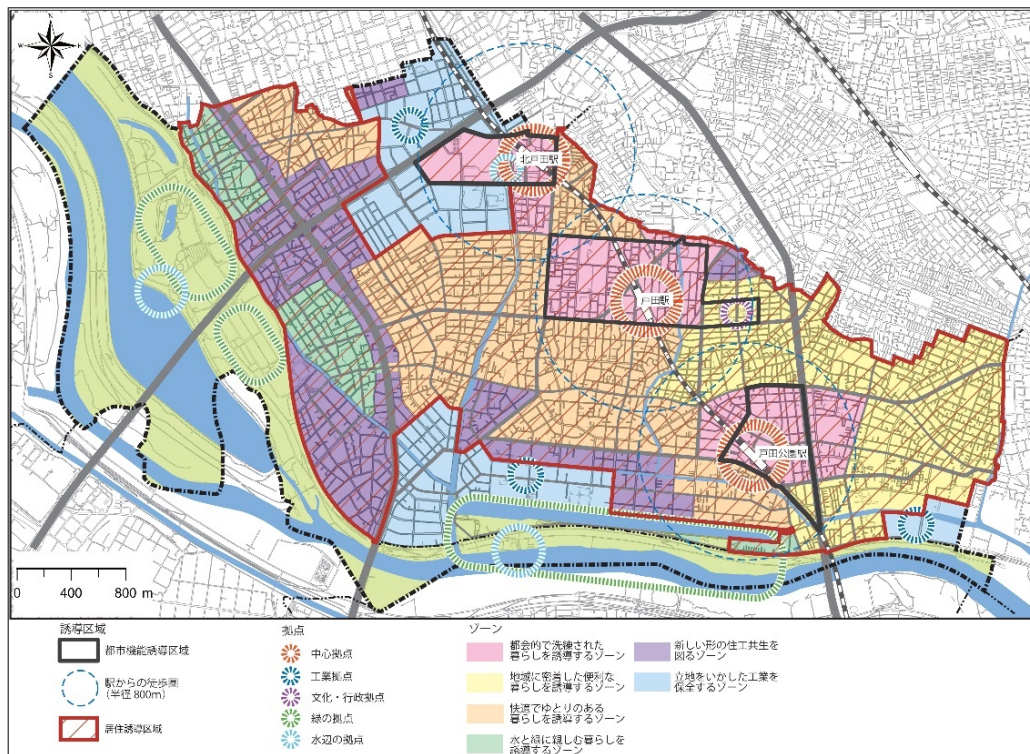
一方、本市においては、荒川沿岸に位置する平坦な土地であることから、河川の氾濫による水害発生リスクが非常に高く、また、地震による被害も大きいと予想されています。

このことから、2019（平成31）年に策定した本市の立地適正化計画についても、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能の確保・向上を図るため、新たに防災指針を作成することとなりました。

本指針では、都市基盤の整備等により防災機能を高めるとともに、住民による防災・減災に向けた取組みの推進等について、ハード及びソフトの両面から具体的な取組みとして位置付けることで、本市で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

なお、本計画の対象区域は、戸田市都市計画区域（市全域）とし、計画期間は『戸田市立地適正化計画』に合わせて2038（令和20）年までとします。

図 序-1 居住誘導区域、都市機能誘導区域



出典：戸田市立地適正化計画

(2) 防災指針の検討の流れ

防災指針を定めるにあたっては、防災指針の主な対象範囲である居住誘導区域における災害リスクの分析と、特に災害リスクが高い地域の抽出を行ったうえで、上位・関連計画を踏まえながら、居住誘導区域を中心とした本市の防災・減災対策の取組方針及び地域ごとの課題に対応した対策を検討します。

図 序-2 防災指針検討のフロー

